昭和二十六年法律第二百二十七号

(目的) 民間学術研究機関の助成に関する法律

第一条 この法律は、民間学術研究機関がわが国 容易にすることを目的とする。 処して財政的援助を行い、学術の研究の遂行を とにかんがみ、これに対し現下の経済情勢に対 の学術及び産業の振興上重要な使命を有するこ (定義)

第二条 この法律で「民間学術研究機関」(以下 一般財団法人で、学術の研究を目的とするもの「研究機関」という。)とは、一般社団法人又は

(研究機関の助成)

で、その維持運営に要する経費の一部を補助す第三条 国は、研究機関に対し、予算の範囲内 第四条 研究機関は、前条の規定による補助金の 研究機関の事業を所管する大臣をいう。以下同交付を受けようとするときは、主務大臣(当該 じ。)に申請しなければならない。 ることができる。 (補助の申請) 2

第五条 主務大臣は、前条の申請があつたとき 決定をするものとする。 備えていないと認めたときは補助をしない旨の に対する補助金の額及び使用の目的を決定し、 査し、備えていると認めたときは当該研究機関 (補助の決定) 左に掲げる要件を備えているかどうかを審

振興上重要なものであること。 当該研究機関の行う研究が学術又は産業の

(委任規定)

- 二 当該研究機関がその研究を遂行するために 当な事由があること。 必要な研究者及び研究設備を有すること。 当該研究機関において補助を必要とする相
- 当つては、審査の方針及び対象の範囲をあらか主務大臣は、前項の規定により審査をするに ければならない。 じめ日本学術会議に諮問してその意見を聞かな (通知) 1

第六条 通知しなければならない。 きは、すみやかに当該研究機関に対し、これを (補助金の目的外流用の禁止) 主務大臣は、前条第一項の決定をしたと

条第一項の決定により定められた目的以外の目行条 研究機関は、交付を受けた補助金を第五 的に使用してはならない

(補助金の経理)

第八条 かにしなければならない。 ては、他の収入支出と区別してその経理を明ら

(公表義務)

研究の成果を公表しなければならない。 (補助金の還付等)

第十条 付した補助金の全部若しくは一部の還付を命ず 定を取り消し、補助金の交付を停止し、又は交 関が、左の各号の一に該当するときは、当該決 るものとする。 主務大臣は、補助の決定を受けた研究機

とき 第五条第一項各号の要件を欠くにいたつた

前項の処分については、第五条第二項の規定

|第十一条 主務大臣は、必要があると認めるとき をさせ、又はその職員をして帳簿その他の物件 は、補助の決定を受けた研究機関に対して報告

2 いては、その身分を示す証票を携帯し、 にこれを呈示しなければならない。 (収支決算書) 前項の規定により職員が検査をする場合にお 関係人

会計年度、収支決算書を作製し、主務大臣に提第十二条 補助金の交付を受けた研究機関は、毎 出しなければならない。

第十三条 補助金の交付の申請手続、補助金の交 める。 簿その他この法律施行のため必要な事項は、主 付を受けた研究機関において備えつけるべき帳 務省令(主務大臣の発する命令をいう。)で定

附則抄

この法律は、公布の日から施行する。 附 則 (平成一一年一二月二二日法律第

(施行期日)

一六〇号)

抄

|第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め は、平成十三年一月六日から施行する。ただ

及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質

研究機関は、交付を受けた補助金につい

|第九条 補助金の交付を受けた研究機関は、

二 前三条の規定に違反したとき。

(監督) を準用する。

を検査させることができる。

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十 日を経過した日から施行する。

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び 第千三百四十四条の規定 公布の日 する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

号) (平成一八年六月二日法律第五〇

日から施行する。 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七

(施行期日) 四号)